

1 業務名

スタートアップ人材育成事業実施業務

2 業務の目的

スタートアップは、新しい技術や革新的なビジネスモデルを有し、急成長を目指す企業であり、地域における将来の収入や財政を支える新たな担い手として経済成長のドライバーになり得ることから、国や広島県等はスタートアップ支援に力を入れている。

本事業は、広島市内におけるスタートアップ企業の創出を促進するため、スタートアップを志す人材を育てる起業関心層向けプログラム「スタートアップ・マインドセットプログラム」を実施し、プログラム修了者に対して、国や広島県等が実施するスタートアップ支援事業の活用を促すものである。

3 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

創業段階のプレシード期の施策に位置づけられる事業として、「スタートアップ・マインドセットプログラム」と称する起業関心層向けプログラムを実施し、多くのスタートアップを志そうとする人材を育成する。具体的な業務は、次のとおりとする。

(1) 人材育成プログラムの企画・実施

創業に興味・関心を持つ広島広域都市圏（※）内在住又は在学・在勤の若者を主な対象とし、スタートアップを志す上で必要な心構えや過去に成功したビジネスモデル事例の学習、ビジネスアイデアをブラッシュアップするトレーニングなどを行う、全5回程度の人材育成プログラムの内容を企画する。当該プログラムには、国や広島県等が実施している施策を紹介するなど、国や広島県等が実施する事業立ち上げに向けたスタートアップ支援事業の活用を促す内容を含むものとする。

プログラムの実施にあたっては、広島市内に会場を手配し、運営に必要な人員を配置して適切に実施する。また、効果検証のため、参加者アンケートを実施する。

(※) 広島広域都市圏

広島県：広島市、呉市、竹原市、三原市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町

山口県：岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町

島根県：浜田市、出雲市、益田市、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、吉賀町

(2) 事業の周知、広報

ア 本事業の紹介や参加者の募集、実施結果の公表等のための専用ウェブサイトを作成するとともに、ドメインを取得し、外部のホスティングサービス等を活用して運営する。

ウェブサイトの運営にあたっては、適宜、コンテンツの充実に努めるとともに、セキュリティ対応やサーバー監視、障害対応等の適切な保守管理を行う。

イ チラシの作成やSNS等の媒体の活用により、効果的に事業を周知する。

(3) 参加者の募集と参加者の決定

参加費は無料、参加目標人数は30名とし、30歳未満の成人を主なターゲットとして、広く参加者を募集する。受入れ許容人数を超えて応募がある場合は、意欲の高い参加者を優先できる公正な方法で参加者を決定し、参加者を取りまとめて発注者に報告する。

5 提出物

受注者は、本契約の業務終了後、委託業務実施報告書を作成し、発注者に提出する。委託業務実施報告書には、次の書類を添付するものとする。

- ・ 写真や動画、ウェブ分析レポート、参加者アンケートの集計・分析結果など、業務に関連して作成した資料等の電子媒体1式（DVD等に保存すること）
- ・ その他発注者が必要とする資料

6 業務を進める上での留意事項

- (1) 採択された企画提案書の内容に沿って業務を行うこととし、提案した内容から逸脱したものであってはならない。
- (2) 業務を進める上で必要となる資料等は、受注者の求めに応じ、発注者が提供の可否を判断した上で提供する。
- (3) 発注者から受注者へ業務の進捗状況等についての報告を求めた場合には、受注者は速やかに報告するとともに、必要な資料を提出しなければならない。
- (4) 受注者は、発注者の文書による承諾を得なければ、この契約に係る業務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る業務を第三者に承継することはできない。ただし、チラシ等の印刷物の作成に関する業務は除く。

7 成果物の著作権等

- (1) 成果物の所有権、著作権、利用権は、発注者に帰属するものとする。
- (2) 本業務により得られた成果物及び資料、情報等は、発注者の承諾なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。
- (3) 人材育成プログラムで撮影した記録写真の公開や、講演内容を公開することについては、必要な関係者に事前の了解を得るものとする。

8 その他

- (1) 受注者は、契約締結後10日以内に委託業務実施計画書を発注者に提出し、承認を得ることとする。
- (2) 業務の詳細な事項及び業務の進め方についての協議は、発注者又は受注者いずれかの要請により、その都度行うものとする。
- (3) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者で別途協議の上、定めるものとする。
- (4) 発注者と受注者が協議をした場合、受注者は遅滞なく協議録を作成の上、発注者へ提出するものとする。